みんなで まちづくりをすすめよう



今、みなさんが地域でやっている活動をつなげて、団体同士が協力できるカタチをつくってみませんか。少し活動の地域を広げて、人材や場所、資金や情報を有効に活用すると、より効果的にまちづくりが進みます。市では、地域の実情にあった進め方をみなさんといっしょになって考え、立ち上げをお手伝いします。

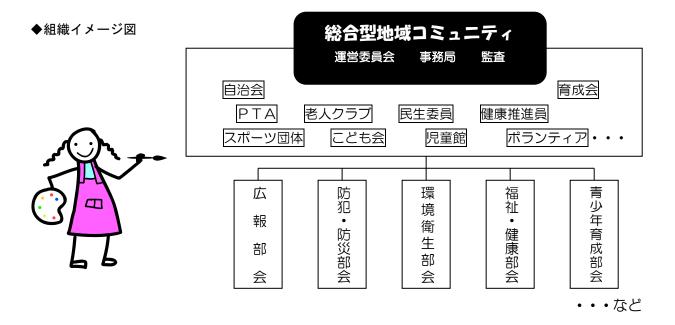
1 コミュニティとは?

地域での交流が薄れている時代の中で、コミュニティはメンバー同士の交流から生まれる楽 しみや喜び、相互扶助による自己有用感などをもたらし、生活に「生きがい」や「張り合い」 を与えます。

多様なコミュニティが維持・醸成を図られることによって、地域への帰属意識や愛着感の醸成と人がつながり交流する機会の創出につながり、それによって魅力ある地域づくりと、地域における豊かな「暮らし」の実現につながります。

2 総合型地域コミュニティって?

三条市では、おおむね小学校区を活動の拠点として、地域を取り巻く課題に対して総合的に取り組むまちづくり団体を「総合型地域コミュニティ」と認定し、その活動を積極的に応援しています。小学校区では、すでに自治会のほか、PTAや育成会、子ども会、老人会、ボランティア団体などによって多様な活動が行われています。さまざまな経歴、年齢、個性を持つ地域の人々が互いに協力し合うことで、人材や場所、資金や情報も有効に活用してより効果的なまちづくり活動を行うことができます。



総合型地域コミュニティの要件(抜粋)

- (1) おおむね一つの小学校区を活動の拠点とし、区域内のすべての自治会を構成員とすること。
- (2)区域内の住民がその団体の活動に自由に参加することのできるものであること。
- (3) その団体の組織、会議、会計、財産の管理等について規約を定め、適正な運営を行っているもの
- (4) まちづくり計画を策定しているもの、または認定を申請する年を含め2年以内にまちづくり計画 を策定する予定のあるもの

3 市からどんな応援があるの?

総合型地域コミュニティには、市が次の応援を行います。

(1)コミュニティ支	活動の資金の支援。年1回、上限 120 万円(団体規模によって異な
援交付金	る)、交付率 3/4、交付回数制限なし
(2) コミュニティ	地区公民館等の使用、または、
事務所確保の支援	コミュニティ支援交付金による事務所 1 か所の賃借料支援
(3)活動時の市有	小・中学校、公民館・分館、体育文化センター、総合体育館、勤労
施設使用料減免/	青少年ホーム、栄体育館、下田体育館、ウェルネスしただ、厚生福
免除	祉会館、総合福祉センター、金子新田会館、農業体験交流センター、
	地域交流センター、環境啓発施設、ものづくり拠点施設等
(4) まちづくり計画	 計画作成講座の実施
策定支援	必要に応じた市の職員の派遣
(5)情報発信支援	広報・ホームページ掲載など

4 どうやって進めていったらいいの?

地域の実情に応じて変わりますが、こんな進め方が考えられます。

1 世話人3人以上でコミュニティ準備会を立ち上げ、学区内の自治会長に協力の承諾をもらう。

まちづくり団体としてコミュニティ支援交付金を 利用できます。

- 2 学区内の主な団体のリーダーに集まってもらい、 趣旨を理解してもらう。
- 3 コミュニティ準備会で、次の素案を決める。
 - ◆規約…名称、事務所、目的、会員、役員、会議、会計、財産、その他について決める。
 - ◆組織…事務局を要とし、部会などは活動に応じて決める。
 - ◆活動…すでに地域内で行っている活動を基盤として整理し、何をコミュニティの活動としてを含める。(自治会、地区自治会長協議会、育成会などとの住み分け)
 - ◆予算…どこから資金の協力が得られるか確認する。(自治会、会費、交付金など)
- 4 団体の名称を決める。
- 5 発足会(設立総会)を開く。
- 6 「総合型地域コミュニティ」として、市に認定を 申請する。

コミュニティだよりを発行し、趣旨とあわせて、 団体の名称、協力者を公募すると効果的です。

組織づくりのヒント



人が決め手の総合型地域コミュニティ。こんな人が世話人にいると、うまくいきます。

◆女の人◆パソコンが使える人◆市外に住んでいたことがある人◆まちづくり講座受講生

5 総合型地域コミュニティで得られるメリットは?

- ○顔見知りや仲間がたくさんできる
- Oいざというときに助け合える関係が築ける
- ○災害の対応に強くなる
- 〇安全に安心して暮らせる
- ○生活が楽しくなる
- ○健康になれる
- ○きれいな地域になる
- ○子育てがしやすくなる
- 〇子どもの遊び場ができる
- 〇子どもたちによい環境を残せる
- 〇地域の課題に対応できるようになる
- ○地域に愛着と誇りが持てるようになる
- ○まちづくりの方向性をみんなで確認できる
- 〇一人ひとりが地域に貢献できる場ができる
- ○「住みやすい、住んでよかった」と実感できるようになる





・・・あなたのメリットは何でしょう?

◇◇◇利用してみませんか◇◇◇

◆各種講座(人材育成講座等)

効果的な話合いの進め方など地域の活動に役立つ内容を体験しながら学べます。

◆出張トーク

様々なメニューで、市職員があなたの地域に出向き、市の業務内容などを説明します。

◆広報さんじょう・三条市ホームページ

広報さんじょう「みんなのひろば」のコーナー、三条市ホームページで情報発信できます。

御相談・お問合せは

三条市 市民部 地域経営課 コミュニティ推進係

〒955-0071 三条市本町3-1-4

TEL 34-5646 FAX 33-5732

E-mail chiikikeiei@city.sanjo.niigata.jp

ホームページ http://www.city.sanjo.niigata.jp